

トピックス

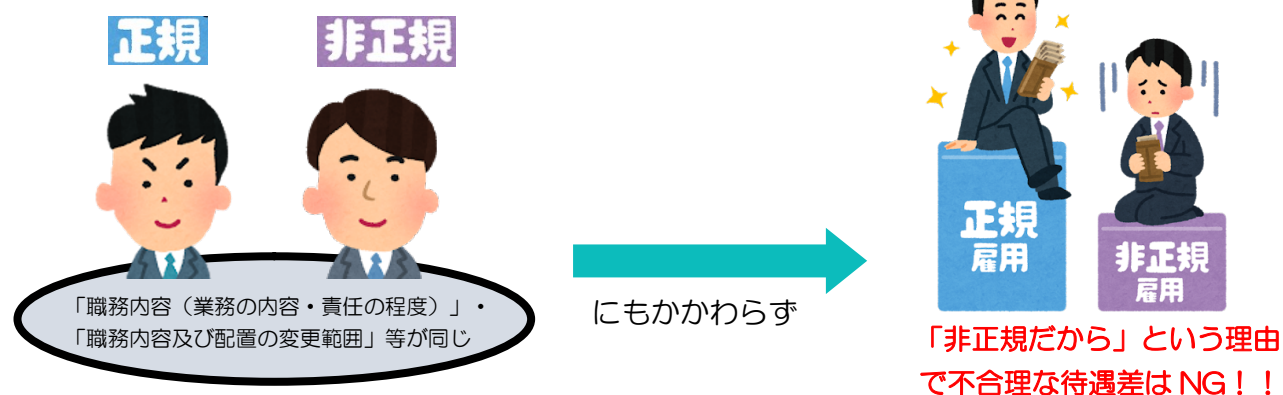


「10月から同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます！」



◆同一労働同一賃金とは ～ 不合理な待遇差の禁止 ～

同一企業・団体における通常の労働者（いわゆる正規社員）と非正規社員等（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者）の間の不合理な待遇差を禁止するものです。



◆正規社員と非正規社員の比較

同一労働同一賃金の対応として、まず労働者を職種や雇用形態ごとに区分し、それぞれの「職務内容（業務の内容・責任の程度）」および「職務内容及び配置の変更範囲」等を整理し、比較する必要があります。右下の表のように、雇用区分と職種によって労働者を分類し、「職務内容（業務の内容・責任の程度）」・「職務内容及び配置の変更範囲」をそれぞれの実態を整理しましょう。

雇用区分（職種）	職務内容（業務の内容・責任の程度）		職務内容及び配置の変更範囲	
	中核的業務	責任の程度	転勤	業務内容・配置の変更
正社員（営業）	営業	営業ノルマ 取引先トラブル対応	有り	有り
正社員（事務）	経理・採用・給与計算	採用・人事・経理・ 給与業務の権限と責任	有り	有り
正社員（接客）	売り場の管理全般 シフト管理	部下教育 接客トラブル対応	有り	有り
契約社員（営業）	営業	営業ノルマ	無し	有り
契約社員（事務）	入力作業 経理業務の一部	無し	無し	有り
契約社員（接客）	レジ打ち・品出し 一部売り場の管理	無し	無し	有り
パート（事務）	入力業務	無し	無し	無し
パート（接客）	レジ打ち・品出し	無し	無し	無し

●「職務内容（業務の内容・責任の程度）」が同一か？

- ①業務の内容：業務の種類（職種）と、従事している業務のうち中核的業務が同一かどうか
- ②責任の程度：業務に伴う責任が同一かどうか（部下の管理、決裁権、売上目標などの成果、トラブル対応など）

●「職務内容および配置の変更の範囲」が同一か？

将来の見込みを含めた「転勤」「昇進」などの異動・役割変化の有無やその範囲が同一かどうか

◆均衡待遇 と 均等待遇

違いがあるなら違いに応じた状態（均衡待遇）、違いが無いなら同一の状態（均等待遇）であることを指します。「均衡待遇・均等待遇の状態であること＝同一労働同一賃金の達成」と考えることができます。

◆対象となる「待遇」の整理と待遇の性質・支給目的の整理

雇用形態ごとの待遇について整理し、その違いの有無を確認する必要がありますが、比較すべき待遇については、原則として「すべての待遇」が対象となります。それぞれの待遇について支給の有無や支給額の違いなどを明確にしましょう。

基本給	各種手当	賞与	退職金
休暇制度	教育訓練	福利厚生	安全管理
などの「すべての待遇」			

正規社員と非正規社員の待遇差について合理的な説明をするためには、手当等の待遇の性質・支給（付与）する目的を明確にする必要があります。

令和8年10月からの同一労働同一賃金ガイドラインの改正内容

以下の内容が、新たにガイドラインに追加されます。

賞与・退職金	賞与・退職手当の目的には、労務の対価の後払い、功労報償等のさまざまな目的が含まれます。これらの目的が妥当するにもかかわらず、パートタイム・有期雇用労働者に対し、正社員との間の職務の内容等の違いに応じた均衡のとれた内容を支給しない場合、不合理と認められる可能性があります。
無事故手当	正社員と業務の内容が同一のパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の無事故手当を支給しなければなりません。
家族手当	労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の家族手当を支給しなければなりません。
住宅手当	住宅手当が「転居を伴う配置の変更の有無に応じて支給されるもの」である場合、正社員と同一の転居を伴う配置の変更があるパートタイム・有期雇用労働者には、正社員と同一の住宅手当を支給しなければなりません。
福利厚生施設	福利厚生施設の料金・割引率等の利用条件について、不合理と認められる待遇差を設けてはいけません。
病気休暇	正社員に病気休暇期間に係る給与の保障を行う場合には、労働契約の更新を繰り返している等、相応に継続的な勤務が見込まれるパートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の給与の保障を行わなければなりません。
夏季冬季休暇	パートタイム・有期雇用労働者にも、正社員と同一の夏季冬季休暇を付与しなければなりません。
褒賞	褒賞が「一定の期間勤続した労働者に付与するもの」である場合、正社員と同一の期間勤続したパートタイム・有期雇用労働者には、通常の労働者と同一の褒賞を付与しなければなりません。

フクシマ社会保険労務士法人

※中小事業主や一人親方等の労災特別加入手続きも対応可能です。

広島事務所 〒730-0805

広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F

TEL：082-293-8102 FAX：082-293-8104

高知事務所 〒780-0064

高知市和泉町12-15号

TEL：088-823-0248 FAX：088-823-0284

E-mail：info@jinji-fuku.jp

URL：https://www.jinji.fuku.jp

